



平成29年1月23日

各位

会社名 株式会社ホテル、ニューグランド
代表者名 代表取締役社長 濱田 賢治
(JASDAQコード・9720)
問合せ先 常務取締役 里見 辰彦
(TEL 045-681-1841)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年2月23日開催予定の第139回定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 取締役会の積極的かつ迅速な意思決定及びそれに基づく取締役の積極的かつ迅速な業務執行を可能とするために、現行定款第23条（取締役会の決議の方法）につきまして、取締役会の書面決議を可能とする規定（変更案第23条第2項）を追加するものであります。
- ② 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするために、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案第37条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。併せて、変更案第37条の新設に伴い、現行定款第37条（期末配当金）及び現行定款第38条（中間配当金）を削除し、変更案第38条（剰余金の配当等の基準日）を新設するものであります。
- ③ 上記の各変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（取締役会の決議の方法） 第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し出席した取締役の過半数をもって行う。	（取締役会の決議の方法） 第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第 24 条) (条文省略)</p> <p>第 36 条</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p><u>(期末配当金)</u></p> <p>第 37 条 当社は、株主総会の決議によ って毎年 11 月 30 日の最終の株 主名簿に記載又は記録された株 主又は登録株式質権者に対し金 銭による剰余金の配当(以下「期 末配当金」という。)を支払う。</p> <p><u>(中間配当金)</u></p> <p>第 38 条 当社は、取締役会の決議によ って、毎年 5 月 31 日の最終の株 主名簿に記載又は記録された株</p>	<p><u>2. 議決に加わることができる取 締役の全員が、取締役会の決議事 項について書面または電磁的記録 により同意したときは、当該決議 事項を可決する旨の取締役会の決 議があったものとみなす。</u></p> <p>第 24 条) (現行どおり)</p> <p>第 36 条</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第 37 条 当社は、剰余金の配当等会社 法第 459 条第 1 項に定める事項 については、法令に別段の定め がある場合を除き、株主総会の 決議によらず取締役会の決議に よって定めることができる。</p> <p><u>(剰余金の配当等の基準日)</u></p> <p>第 38 条 当社の期末配当の基準日は、 毎年 11 月 30 日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、 毎年 5 月 31 日とする。</p> <p>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて 剰余金の配当をすることができ る。</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>
--	--

<u>主又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。</u>	
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 29 年 2 月 23 日（木）
定款変更の効力発生日	平成 29 年 2 月 23 日（木）

以 上